

事務連絡
令和3年2月2日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の延長等
を受けた対応について（依頼）

本日開催された第54回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県に変更されるとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日持ち回りにて開催された第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

各局等におかれては、別添の大臣指示のとおり各種取組について、引き続き実施を徹底するとともに、所管の事業者、関係団体等に対しても、改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

（別添）第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示